

阿見町議会会議録

平成28年第3回臨時会

(平成28年8月22日)

阿見町議会

平成28年第3回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	31
◎第1号(8月22日)	33
○出席, 欠席議員	33
○出席説明員及び会議書記	33
○議事日程第1号	35
○開 会	36
・会議録署名議員の指名	36
・会期の決定	36
・諸般の報告	36
・議案第81号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	37
○閉 会	50

第 3 回 臨 時 会

阿見町告示第211号

平成28年第3回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年8月16日

阿見町長 天 田 富司男

1 期 日 平成28年8月22日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) (仮称)本郷地区新小学校建設工事請負契約について

第 1 号

[8 月 22 日]

平成28年第3回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年8月22日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君

○欠席議員

17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長	篠原尚彦君

保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
管財課長	飯村弘一君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	朝日良一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成28年第3回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成28年8月22日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第81号 (仮称) 本郷地区新小学校建設工事請負契約について

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年第3回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

ここで、議事に入る前に議長より申し上げます。

皆様御承知のとおり、台風9号が東日本付近に上陸し、本州を北上する見通しとなっており、阿見町にも大雨洪水暴風警報が出されております。

今後、町において、大雨等による土砂災害、風水害等の発生のおそれがあり、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準に該当した場合、町長以下執行部は、災害対策本部を設置し対応に当たることになりますので、一時、暫時休憩の措置をとらせていただきますことを御了承願います。

それでは議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

14番 柴原成一君

15番 久保谷実君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は，町長提出議案第81号の1件であります。

次に，監査委員から平成28年6月分から平成28年7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので，御報告いたします。

次に，本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は，お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第81号（仮称）本郷地区新小学校建設工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に日程第4，議案第81号，（仮称）本郷地区新小学校建設工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん，おはようございます。先ほど議長からお話があったとおり，9号の台風が接近しているということで，非常に心配をしているところでございます。

そういう中，平成28年第3回臨時会を招集しましたところ，議員の皆様方にはお忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

いよいよ，リオオリンピックも今日で最終日ということで，フィナーレを迎えるわけです。41個のメダルをとったということで，史上最高，また，阿見町にとって関係している選手はですね，霞ヶ浦高等学校の出身者であります樋口黎選手，フリースタイルの57キロ級です。銀メダルをとったということで，前，太田選手が銅メダルだったと思います。本当にうれしいことだなあと，そう思います。

それでは，議案第81号，（仮称）本郷地区新小学校建設工事請負契約について，提案理由を申し上げます。

本工事は，本郷地区新小学校の建設工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から平成29年11月30日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質問は、本郷地区新小学校建設工事請負の契約についての内容で質問をお願いいたします。

質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） いよいよね、前回は応札する業者がないということで、今回はね、3業者応札がされて、落札した松井建設と今回契約を結ぶということで審議をするわけですけども、慎重審議をお願いしたいということで町長からお願いされましたものですから、議会のね、役割としても、疑問のあるところについてはお聞きしていきたいと。

まず、第1にですね、この松井建設、落札しましたね。これ、現在ほかの自治体で指名停止中だということはあるんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を行います。管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

現在、私どものほうでつかんでいる情報内では、松井建設は指名停止になってございません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 職員がね、指名停止の情報をね、どういう形で入手するのか、阿見ではどういうふうになってるかわかりませんが。例えばね、私が今回ですね、グーグルで、ネットですね、入れますと、松井建設の指名停止情報が流れています。例えばね、板橋区。板橋区ではね、まさに今、指名停止中で、平成28年7月26日から平成28年9月25日まで、2カ月間指名停止になってますね。それから、これは指名停止が終わったんですけども、東京23区の清掃一部事務組合。これは平成28年6月24日から7月23日まで指名停止でしたね。

ですから、その公告をして書類をとりに来てという、この一連の作業の中で、松井建設は、まさにほかの自治体で指名停止中だったということになると思うんですけども、これは本当に把握してなかったんですか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

松井建設につきましては、公告後、申し込みまでの間に時間がござります。一般競争における実施要綱の中にあっても、申請があった日から入札の日までに、阿見町における指名停止になっていなければ問題ないということでござります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 阿見町ではね、指名停止になってないのはわかってるんです。ですから、ほかの自治体でということを経験して初めて申し上げたんですけども、これは把握していたのかって言ったらず把握していないということですよ。

そうすると、今ね、お話しした23区、板橋区、板橋区は本当に、まさに今現在進行中で指名停止になってるわけですけども、例えばね、この本郷小学校の建築工事、この公告のときのいろんな形があります、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令第4条の規定に基づき次のとおり公告するということを書いてあって、その9番目にですね、入札の無効ということが書いてあります。9の（3）ですけども、一般競争入札参加資格確認申請書を提出された者であっても、申請の後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において2の各号に掲げる資格のない者のした入札は無効とするという、この文言があるんですけども、これは阿見町で指名停止を受けていなければいいということになりますね。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

はい、そういう解釈でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうするとね、実はね、この指名停止は静岡県で松井建設が死亡事故を起こしたということで、静岡県も指名停止にしたし、関東地区でやったってということで、いわゆる国土建設省の中の関東なのかな、その23区、台東区、さっき言った板橋区という形で、ずっと指名停止をかけてるんですね。

じゃあ、阿見町では、国及び県、ほかの自治体で指名停止があったということで指名停止にすることはあるんですか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

基本的に、県の情報をいただいて、指名停止の処分を社会的状況に鑑みて、指名停止にしてございます。それと、阿見町における工事内で要綱に掲げるようなことがあれば、指名停止にしてるということでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 申しわけないんですけど、県の要綱つってね、今要綱って言いました、条項って言ったのかな、県の条項は知らないもんですから、県の条項はどういう条項になってるんですか。

○議長（紙井和美君） 情報、情報。

管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

申しわけございません。県の「情報」でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 県の情報っていうのは、具体的には県からおりてこない、つまり県が指名停止にすると、それは自動的に各市町村も指名停止にすると、こういう理解でいいんですか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） 他の自治体においては、指名停止になるかどうかはわかりません。それは自治体における考え方だと思います。

阿見においては、今までの例ですと、県における指名停止があった場合には、指名停止にしてございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、今後、茨城県がね、指名停止したという場合は、これは契約の時点で指名停止になってないから問題ないと、阿見が指名停止にしても問題ないという形になりますか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、そのような解釈になります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 次の質問をさせていただきたいと思います。

先日ね、本郷小学校の、本郷地区にできる新しい小学校の説明会があつてですね、私も出席して議論を聞いておりました。

いろいろ議論がありました、最後のころですか、やっぱり本郷2丁目の方々は、やっぱり新小学校に入りたいということで署名活動をして、決議をしているというふうに最後のほうで発言があつたんですね。

それでお聞きしたいのは、通常、新しい学校をつくる場合にはですね、まず通学区を確定するということが手順なのではないかなと思うんですけども、過去、阿見第一小とか阿見第二小とか、こういうね、分離新設をした学校では、いわゆる通学区は後、通学区の確定は後で、建物だけどんどんどんどんつくっていってしまうという手順なんですか。

○議長（紙井和美君） 済みません、9番海野隆君に申し上げたいんですが、今回は工事の契約についてなんですけれども、その辺の質問に流れていくんですか。

○9番（海野隆君） そういうことで質問してるんです。

○議長（紙井和美君） 私、最初に、今回は契約の内容についての質問でお願いしたいというふうに言ってるので、わかりやすく言っていただいてよろしいですか。

○9番（海野隆君）　じゃあ、全部言いますから。はいはい、議長、いいですか。

○議長（紙井和美君）　9番海野隆君。

○9番（海野隆君）　全部言います。全部言いますね。

なぜこれを聞いているかという、先日ね、町が住民に対して説明した、検討委員会でも説明されたようですが、10の案がね提示をされています。それで、この新小学校の収容人員と言いますかな、通学する人員、これはあくまでも第1案746名、ここを収容するための案なんです。

その後、余裕があるかもしれないけども、10案のうちでね、2丁目は絶対反対とかって言っているんですけども、例えば、漏れ伺うと、本郷地区、本郷1丁目、2丁目、3丁目だけ新しい学校に通って、残りはみんな本郷小学校に残ると、こういう案も提示されております。これは、住民からの意見だということが入っていますけれども。そのほか、つまり町が4と5と6だったかな、4、5、6で提示した案というのは、当初想定した人数より100名から150名ぐらい少ないんですよ。

そうすると、この新しい小学校の規模というのは、4プラス1、つまり4学級プラス1学級という形でつくられていますので、30学級なんです。そうすると、5クラスまで収容できるという規模になっています。

そうすると、これは、過大な契約っていうか計画にはなっていないんですか。

○議長（紙井和美君）　過大な計画……。

○9番（海野隆君）　これは、契約、重要な問題だよ。

通学区の確定の問題と規模の問題。

〔「全協もやらないでやってっからだよ」「やっぱり契約なら契約できちっとやって」と呼ぶ者あり〕

○9番（海野隆君）　契約の問題じゃないか。契約の問題でしょう、これ。規模の問題とか含めてやってんだもん。

じゃあ、あなたが答えてらいいじゃないか。

○議長（紙井和美君）　はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　議長に申し上げますけど、やっぱり契約の問題であってですね、通学路の問題を、今審議しているわけじゃないんで、その点をきちんとよろしくお願いします。

○議長（紙井和美君）　9番海野隆君に申し上げますが、先ほど私が質問した、今回の工事の請負契約のことについての質問ということですけども、これは通学路の内容のことですか、新小学校の説明会で出た内容のことですか。

○9番（海野隆君）　それは議事録に載るんですか。載るんであればきちんと答えます。

○議長（紙井和美君） 載ります。

○9番（海野隆君） 何度も申し上げてるように、私はこの建設計画が過大になる可能性があるかと。

○議長（紙井和美君） 多大ですか。

○9番（海野隆君） 過大ですね、過大。建設規模が。

だって、ここで阿見町がですね、住民に示した10の案があります。この10の案は、いずれも可能性としては通学区になるという計画になっているはずなんですね。なっているはずですよ。

そうすると、それを見るとね、例えば、1番、新小学校が児童数を想定すると430人という想定なんですよ。1番、当初の案ですね、これは746名、750名ぐらいの案です。そうするとね、300名からの人数が違っちゃうんですよ。そうすると、この装備というのは非常に過大になる可能性がないかってことを聞いてるんです。

それと、通常、新しい小学校を分離新設するときには、一小、二小の例を聞いてるんですけど、まだ答えがないですね。そのときの手続としては、まず学校をつくってしまって、それで通学路を決めるというようなことを、今までもやっていたのかと。今回はそういうふうになってるんですよ。だから、その問題をしっかり教えてほしいということを言ってるんです。

わかっていただけましたか。

全協やってやってくればいけどさ、全協もやらないんだから、しょうがないよ。ここでやるほかないよ。開かないもん。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この議論はやっぱり別のね、やっぱりきちんとした予算が出るわけですから、また決算でも何でも、そちらに出るわけですから、そちらのほうでやってもらって、こっちはあくまでも契約案件で、契約がどうのこうのっていう話であってね、その通学路を、10の案があるから、これをどうのこうのっていう、そういう話じゃないんですよ。

だから、それをやっぱり議員各位にもよく理解していただいて、やはりこの場ではなくてね、十分9月には決算議会がありますから、海野議員が納得いくまでやっていただければ、そちらの場所でやっていただければ、私はいいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） あのね、決算でやってどうするんですか、9月の議会で。決算になんか入ってないですよ、これ。何を言ってるんですか。

それからね、この契約というのは、この学校の規模、方式、そういうことを全部抱合した契約なんですよ。どうしてこれが過大じゃないのかっていう問いに対して、まだ、何でこれ教育委員会が答えないのかな。答えてくださいよ。第一小、第二小のときにね、手続的に、最初に

建物つくっちゃって、それから通学区なんかを確定するような、そういう手続、手順で、今まで阿見町は新しい小学校を分離新設してきたのかということを知っています。今回はそういう形になっています。それが1つ。

それから、過大になる可能性というのは、1%もないんですか。

○議長（紙井和美君） 過大な施設になっていないかということですね。

○9番（海野隆君） 何回説明してもわかんないのかな。

いや、ちょっと教育委員会にまず答えてもらってよ。一小、二小の話よ。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まず、過大になってるかということですが、本日、資料で図面のほうをお配りしてありますが、各学年4クラス、普通学級は4クラスということで、全体で四六、二十四教室、これは適正規模の学校で、今回これを計画しております。

今、海野議員がおっしゃった30クラスっていうのは、普通学級の数ではないと思います。多目的教室を含んだ数になってるのかと思います。あくまでも普通教室は4クラスの6学年、24教室ってことで、こちらは過大になってると思っておりません。

あと、過去ですね、第一小学校、第二小学校の分離のときについて、ちょっと私もそういうことについて認識がございませんので、よくわかりません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 普通学級4クラスね、プラス多目的教室1クラス、各学年5クラスに対応できるという施設だと思うんですね、実際はね。そういうふうに理解をしました、私はね。

これまでの阿見第一小、第二小の、分離新設するときの経緯についてはわからないと、こんな答えなんですけども、わからなということであれば、今回、通学区が確定していないにもかかわらず学校の規模を確定してしまっ、そこに新設契約をしてしまうと、建物を建ててしまうと、こういう手順は私としてはね、いかがなものかというふうに申し上げてるんです。これについてはどうですか。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校を建設するときですね、文部科学省から負担金という補助をいただくことになります。

文部科学省の負担金をいただくにはですね、文部科学省が定めてます基準がございます。それは、やはり4クラス、最大4クラスということで、普通教室がですね、そういう基準がございます。今回は普通教室4クラスということで、普通教室以外に多目的教室っていうのがございますけども、これはあくまでも普通教室じゃなくてですね、少人数教育とか生活科とか、ほ

かの授業をやるときにですね、そこを使うという部屋でございまして、文部科学省の負担金をいただくためにも、その基準の範囲で収まっているものでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まあね、今回の、これもね、正確に比較したわけではありません。しかし、同規模の、つまり小学校の建設費と比べてね、少し高いのではないかということをお聞きしております。

なぜ高くなったのかという要因が、まあ、高いのかどうかってのは、まず認識の差があるかもしれないけども、いろいろ聞いてみるとちょっと高いという話をお聞きしていました。

それで、この図面を見せてですねお聞きしたところ、高い要因が2つあると。

1つはですね、デザイン性ですね。非常にデザインの、つまり難しくつくってあるっていうのかな。難しくつくってあると。

もう1つは、体育館。体育館が一体でつくっているということで、体育館が非常に高い建設費になっているのではないかと。こんな話を業者の方は言うておりました。

それで、高いという認識があるのかどうかちょっとお伺いしたい。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を行います。

教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

今回の工事でもですね、国土交通省やあるいはさまざまな積算基準——国土交通省ですけども、積算基準に基づいて、積算したり仕様を決めたり単価を入れたりということでございます。

それとですね、今回もユニバーサルデザインを採用したり、あるいは木質化、それから太陽光だと、さまざまなエコも取り入れた設計でございますので、ですけども、さほど高いという認識はございません。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 次長がお答えになったので、高いという認識はないというお話だったので。

例えばですね、時期とかね、今資材費とか労賃費が上がっているんで、大きく異なる部分もあると思いますが、例えば今ね、つくばで学校つくっています、つくば市でね。それから、最近と言えば最近、ひたち野うしく小学校、よく比較されますね。同僚議員もひたち野うしく小学校についてね、報告をされて、非常にいい学校だということでお話になりましたけども、そこと比較して高くないと、こういう印象ですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

建設当時はですね、建設年次が違いますので、3.11以降、大分東北地方の復興予算が特別について、単価等資材、あるいは人件費も大分上がってございますので、当時のひたち野うしく小学校との比較は単純にはできないというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） つくばについての例を挙げましたけども、つくばと比較しても、この小学校の単価というのは、面積割の単価ですね、これは高くないという認識ですね。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、そういうことでございます。

○議長（紙井和美君） ほかに質問はございませんか。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今の議論を聞いてたんですけども、今回新小学校のね、入札の話なんですけれども、実際、議員のほうから予算要望としても、新小学校に対する丁寧な説明というのを執行部のほうに投げかけているわけなんですよ。

先ほどからいろいろ質問があつて、もっと質問したい人もいるんじゃないかと思うんですけども、実際のところ、これに関して事前に全協で、今のこの契約プラス今海野さんが言ったような話とか、ほかに聞きたい部分があるかと思うんですよ。それを、今回この臨時議会が始まる前に全協を開かなかつたというわけはなんですか。ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

これまでですね、全協ですべて新小学校の推移について説明してまいりました。

1年前にですね、基本設計で詳しく説明させてもらったと思います。

今回、実施設計で、内容は基本設計をそのまま実施設計に移したところで、あくまでも今回は契約のことですので、そのことについて特に全協で説明することは、時間の関係で必要ないと判断しましたので、今回説明いたしませんでした。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今、時間の関係で必要ないだろうという答弁だったんですけども、実際のところ、今回のこの契約の問題も含めて、あと、この前、通学路の話もありましたよね。全協の中で、資料をみんなほしいということで、この前この議案書と一緒に、通学路のやつのがあれが配られました。ですから、あれは別な特別委員会みたいな形でやられたと思うんですけども、やはり我々が、予算要望でしているような形での丁寧な説明、やはりそれは、私は必要

じゃないかと思うんですよ。資料を配ったからいいんだよっていうんじゃないで、この案件も含めて、通学路の問題も含めて、私は1回全協をやるべきだったと思うんですよ。それについてはどうですか。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

この契約の案件につきましては、先ほども説明しましたが、これまでの全協とか、あと基本設計とかで丁寧に説明させていただいたつもりです。

通学路につきましては、これからですね、この次の9月定例会の全協のときにですね、御説明したいと思っております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） まあ、認識の違いと言えどもそれまでかもしれませんけれども、私はやっぱり必要じゃないかと思えます。

予算要望の中でね、丁寧な説明をという、わざわざ民教の中で1項目入れました。やはりそれは、こういったことを危惧しての部分なわけなんですよ。

やはり我々としても、いろんな方から、町民の方からいろいろ聞かれる。聞かれる中で、やっぱり全協で仕入れた資料、全協で聞いた話を、やっぱり町民の方に返していくっていう形になるわけなんで、ぜひともね、私は全協を開いたほうがよかったと思えます。

これは質問じゃないです。

○議長（紙井和美君） ほかに質問はございませんか。

16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 今、説明をいろいろ聞いて、また議員さんのもですね、質問等を聞いてましたらばですね、なかなか、非常に大変な事実なんだなあと。

松井建設さんといえばですね、死亡事故を起こしてるっていうんですね。それで指名停止になってるんですね。阿見町でなきゃいいんだよっていう問題なのかね、それとも、阿見町で今度こういうことが起こったらですね、起こる可能性もあるわけですね。

例えば、こう資料を見ますとね、東京23区の清掃一部事務組合ではですね、事故を発生させて工事関係者に死亡または多数の負傷者を出してるんだというような、非常にですね、管理がですね、ずさんなんじゃないかなというような建設会社なんですよ、これね。

ですから、そういうのも含めて、阿見町でやってなかったからいいんだよという話でおさめちゃっていいのかどうか。これは、非常に私ね、今聞いててね、これはただごとじゃないんじゃないかなというふうには思いました。これがまず1点ね。

それとですね、当町ではね、分離分割発注ということですね、非常に強く天田町長もね、

議員時代に言ってたんですよ。

ところがこれ、一括発注されてんですね。工事種別の中で、建築工事、それから電気設備工事、機械設備工事と、これ、分離分割発注をね、かければかけられた工事じゃないかなというふうに思うんですが、その辺をですね、当然一括発注すれば、管理費だのその他の経費においてね、これはかからないんですからいいんですけども、執行部としてはね、一括出しちゃえばですね、あとは受けたほうがやることだから、全然管理もですね楽になるという、そういう制度は知ってますけども、今回、分離分割発注できるにもかかわらずですね、しなかったというのは、非常にですね、疑問を感じています。

それともう一つ。

これ、入札でですね、予定価格が29億8,700万円ですかね、まあ30億近い金額なんですが、落札者がですね、27億9,500万円とかなり低いんですが、これ同業者ですね、落札されなかった松浦さんと東亜のベンチャー、それからクレハ錦建設か、これがですね、30億近いんですけども、その2者が出したのね、やみくもに出した金額じゃないと思うんですよ。

ですから、異様にまた低い金額で受けてですね、その後いろいろな理由はつきますよね。いろいろ先ほどから出てましたよね、資材の高騰とかですね、労務費の高騰、それによってですね、追加というような形でですね、補正など組まれちゃったんではですね、何の意味もないわけですよ、落札してもね。

その辺をですね、その3点、どのように考えてんのか、まずお答え願いたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を願います。

管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、1点目の指名停止についてお答え申し上げます。

死亡事故を起こして指名停止に至っているということですが、全国、どこの市町村においても、多分指名停止になってるわけではないと思います。それは、各市町村の、各自治体の判断によるものだというふうに考えてございます。

阿見町におきましても、指名停止の処分に関しましては要綱ございますので、それにのっとって処分をしていくということでございますので、今回につきましては、国交省、それに茨城県の処分に鑑みて、必要がないというよりも該当しないということで、松井建設を問題ないということで取り扱ってございます。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） 分離発注のことですが、基本的には町は分離できるもの、あるいは地元業者でできるものについては、やっていきたいという考え方は一貫して持っていますが、ただ今回の場合には、その分離しても分離するだけの地元の業者ができる金額で

はございませんので、そういうことで一括発注としたということでございます。

それから、落札が低いということでございますが、町の設計は適正な単価で設計を入れてございます。ですから九十何％、3％になったというのは、その企業努力というふうに考えてございます。

追加工事については出ないというふうに思っておりますが、不測の事態が発生すればあることもあるかもしれません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 追加発注のね、不測の事態があれば原則でないという話だったよね。不測の事態っていうのは、しつこくなりますけども何ですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

例えば、災害があったとかいうことの対応です。

以上です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） じゃあ、災害以外の場合はですね、この価格で追加発注しないと、補正予算を組まないという形でやるんですね。それだけは確認しときます。どうですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

今回は、基本設計の段階から、多くの皆様に御協力いただきまして、かなり精査したつもりでございます。また、実施設計につきましても、私どもの技術職員が隅から隅まで確認をし、チェックをして行った設計でございますので、追加はないと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） じゃあ、追加はないじゃなくて、「追加はない」と断言してほしいんですよね。「思います」じゃなくてね。

今までの理由ですと、自然災害とかそういう問題はしようがないと思いますけども、原則ないって言うんだから、「ない」とここではっきり言ってほしいんです。

それともう1つ。

先ほどですね、松井建設の死亡事故に関しては、システムのね、条例、それからその他の法律によって、阿見町では手続上問題ないという話は、一番最初、私もしましたよね。

そうじゃなくて、こういう死亡事故、負傷者多数のですね、事故を起こして、指名停止を何

件もいただいているこの会社がですね、果たして阿見町の工事を請けるに当たってね、適切かどうかと。

まあ、書類上適切なんですよ。職員としてはね。ただ、今回この会社が適切であるということと言い切れるかということをお前は聞いたんですよ。

ですから、ここでもう決まってる話ですから、今後ですね、こういうのをよく調査してですね、こういうのをひとつ加味してほしいんです。入札出すときにはね。これ、非常に危険だと思いますよ。

ですから、そういうデータもね、事前に加味した上で、聴取するなり事情聞くなりしてですね、それで決めてほしいんですよ。ただ単に、金額がこれ、93%だから、ほんで、低入札価格より上いってるから、適正だからって出すんじゃないくてね、やはりそういう中身も大事ですからね。

今、大野次長さんね、教育次長さんのほうでは、補正は組まないと。資材の高騰、そういうのは一切考えてないということですよ、自然災害以外は考えてないってんだから。

ですから、今、きちんと言い切ってもらいますけども、これはですね、会社の内容っていうものをね、もうちょっとね、研究してですね、調査する必要があると思うんだよね。

今後、工事を発注する場合にはですね、きちんとその辺を加味して契約をしてほしいと、これは要望です、はい。

あとは大野次長お願いします。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答え申し上げます。

追加工事については出しません。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 以上をもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第81号については、原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第3回阿見町議会臨時会を閉会といたします。

皆様、大変御苦労さまでした。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 柴 原 成 一

署 名 員 久保谷 実